

●機能強化型サービス利用支援費及び機能強化型継続サービス利用支援費

相談支援機能強化型体制加算の取得に当たっては、次に掲げる書類に、下記加算要件を満たすことを証する書類を添えて提出してください。

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・計画相談支援・障害児相談支援における機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費に係る届出書

又は

計画相談支援・障害児相談支援における機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費に係る届出書（複数の指定特定（障害児）相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合）

- ・体制等状況一覧表（特定相談支援事業所にあっては介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表を、障害児相談支援事業所にあっては障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表）

<参考様式掲載URL>

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/shougaishisaku/kenkoufukushi/shougaisha/kasann.html>

●機能強化型サービス利用支援費及び機能強化型継続サービス利用支援費

	加算要件	機能強化型 I	機能強化型 II	機能強化型 III	機能強化型 IV	区への提出物
(1) - I	常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	<input type="radio"/>				
(1) - II	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。		<input type="radio"/>			
(1) - III	常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。			<input type="radio"/>		
(1) - IV	専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した常勤専従の職員であること。				<input type="radio"/>	
(2)	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ※「定期的」とは、おおむね週1回以上であること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項伝達会議の議事録、開催予定表、開催規定等 <p>※留意事項伝達会議が、留意事項通知に定める要件を満たすものであることを記載をすること。</p>
(3)	24時間連絡可能な体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<ul style="list-style-type: none"> ・24時間連絡可能な体制を確保していることが分かる運営規程、重要事項説明書、連絡体制表等
(4)	困難ケースを積極的に受け入れること。また、そのために基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会と連携を図ること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・困難ケースを受け入れるために、目黒区基幹相談支援センター等と連携していることが分かるもの（当該困難ケースについて目黒区基幹相談支援センターへ相談・情報共有した記録等）
(5)	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会に参加していることが分かる出席票、議事録等
(6)	指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は指定障害児相談支援の利用者を含む。）であること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱件数が40件未満であることが分かるもの
(7)	指定特定相談支援事業所の新規に採用された全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・同行による研修を実施したことが分かるもの
(8)	定期的に協議会の専門部会等に参画し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討等を協議会の他の構成員である関係機関等と連携し行うこと。 ※【経過措置】令和6年度報酬改定前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は上記要件を満たしているものとみなす。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・目黒区障害者自立支援協議会に参画し、地域づくりに向けた検討を定期的に行っていることが分かる議事録等
(9)	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組（地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3相談支援事業実施要領の3の(1)のイの(イ)に規定する取組）に参画していること。 ※【経過措置】上記(8)の経過措置と同様に令和7年3月31日までの間は上記要件を満たしているものとみなす。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<p>次のa及びbの取組のいずれにも参画していることが分かるもの</p> <p>a 困難ケースに関するチームS V</p> <p>b 相談支援従事者研修の実習受入れ</p>
(10)	次のa又はbに掲げる要件をいずれか満たしていること及びcに掲げる要件を満たしていること。 a 地域生活支援拠点等であることを目黒区により位置づけられていることを定めていること。 b 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参加していること。 c 当該相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・左記の要件a又はbのいずれかを満たすことが分かるもの ・左記の要件cを満たすことが分かるもの

【備考】

★参考様式がない提出物については、任意の様式で作成してください（指定の様式はありません。）。

★加算に係る届出書の提出後も、加算を取得しつづけるためには、当該加算の取得要件を満たすことを引き続き記録してください（区が提出を求めることがあります。）。

★このほか、指定登録に係る届出事項に変更が生じる場合は、変更届、記載事項その他変更があった事項について届出を行ってください。

<変更届等 参考様式掲載URL>

https://www.city.meguro.tokyo.jp/shougaishisaku/kusei/onlineservice/soudanshien_shinseisho.html